

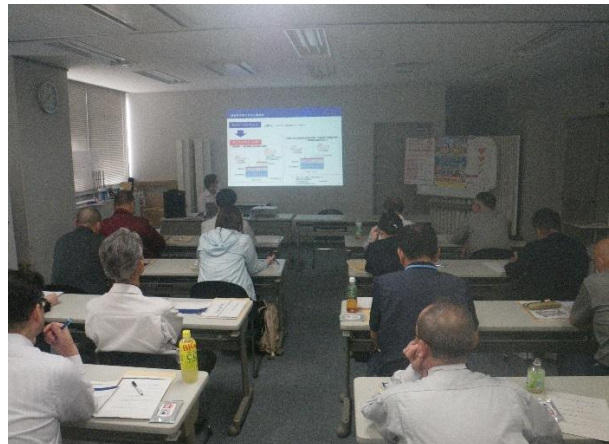
建設業の時間外労働の上限規制の適用などに関する労務管理講習会を開催しました！

令和8年9月17日、相模原労働基準監督署会議室において、当署主催の「建設業の時間外労働の上限規制の適用などに関する労務管理講習会」を開催し、多くの事業場の皆様に御参加いただきました。

当署から、建設業に関する時間外労働の上限規制等の改正労基法の概要、相模原労働基準監督署管内の建設業における労働災害発生状況等についての説明を行いました。また、神奈川働き方改革推進支援センターの岸様から職場における同一労働同一賃金、各種助成金についての説明をいただきました。

建設業に工事を発注する事業場も、受注者（下請負人を含む）が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を前提とする、著しく短い工期での見積もりや請負契約の締結（工期ダンピング）を行わないことが求められます。さらに、国土交通省と連携し、適正な工期設定等を呼び掛けていきます。

講習会の様子



また、令和8年10月1日から神奈川県最低賃金が 1,279円 に引き上げられます。
日給の方、月給の方の賃金額が最低賃金を下回っていないかどうかの説明を行いました。

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給

円 ≥

最低賃金額(時間額)

円

B 日給の方

日給

円 ÷

1日の平均所定労働時間

時間 =

時間額

円 ≥

最低賃金額(時間額)

円

C 月給の方

月給

円 ÷

1か月の平均所定労働時間

時間 =

時間額

円 ≥

最低賃金額(時間額)

円

D 上記 A、B、C が
組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ